

第二学校給食センター 特定天井改修について

1 現状

(1) 施設について

- ・第二学校給食センター(篠ノ井)の一部調理室は、特定天井※に該当し“既存不適格”の状態
- ・市の該当施設(16施設)のうち、大部分が改修工事を終了している。
- ・建設部建築指導課建築防災対策室では、計画期間を令和2年度までとした耐震改修促進計画を定め、特定天井の耐震対策の促進に取り組んでいる。
- ・平成30年度基本設計、令和元年度実施設計(予算2,109千円)、令和2年度に改修工事予定

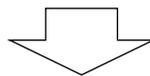
- ※ 特定天井とは、6m超の高さにあり、面積200㎡超え、2kg/㎡を超える吊り天井
- ・建築基準法施行令が平成26年4月1日に改正。天井の脱落防止対策基準が定められる。

(2) 調理業務について

- ・同じ建物内で、改修工事と調理業務を並行して行うことは、安全面にリスクがある。
- ・第二学校給食センターの8,200食を他の学校給食調理場や民間業者でカバーできない。
- ・弁当の持参は保護者からの理解が困難。持参しない生徒への配慮も必要
- ・第三学校給食センター(大豆島)は、老朽化等により令和元年度末で廃止予定
- ・第二学校給食センターの業務委託期間は、平成31年4月～令和6年3月末

2 改修方針 (安心安全な給食を安定的に提供する)

- ・改修工事期間中も第二学校給食センター管内の学校に給食を提供する。
- ・安全面や衛生管理上のリスクを最小限にする。
- ・運用面や現場(学校・保護者・調理業務・配送)への影響を最小限にする。
- ・夏休み等の長期休みを有効活用する。



3 具体的な対応

- ・特定天井の改修期間を令和2年3月末から7月末までとする。
- ・第三学校給食センターの給食提供期間を令和2年一学期末まで延長する。
(第三学校給食センターの職員は、その後、新第一学校給食センターへ異動)
- ・新第一学校給食センター(更北)の調理業務は、令和2年一学期の間、第二学校給食センターの委託事業者が行う。
(改修工事終了後、委託事業者は第二学校給食センターに戻る。)

	令和2年3月末～7月末 (改修工事期間)			引越	令和2年8月～		
学校給食センター名	新第一C (更北)	第二C (篠ノ井)	第三C (大豆島)	夏休み	新第一C (更北)	第二C (篠ノ井)	第三C (大豆島)
調理職員	業者委託	改修工事	直営 (第三C)		直営 (第三C)	業者委託	廃止
配送区域	第二C管内		第三C管内	第三C管内	第二C管内		

※ Cとは、学校給食センターを示す。